

リスクアセットの計測改善に向けたバーゼル3最終化

バーゼル3適用で国内金融機関に生じるあらゆる影響を注視

金融庁 総合政策局リスク分析総括課健全性基準室 室長 青崎 稔
課長補佐 小澤 良往

最終化されたバーゼル3は、2017年に国際的に合意された自己資本比率規制の枠組みであり、日本では23年3月期以降、段階的に実施されていくことになっている。今回の改定は、自己資本比率の分母であるリスクアセットの計測改善を主な目的としたものであり、規制上の自己資本比率を算出するすべての金融機関に影響する。本稿では、国内実施の状況について概説した後、国内金融機関に与える主な影響について解説したい。

国際合意に基づく新規制のポイント

バーゼル銀行監督委員会（バーゼル委）は、国際合意の下で、先般の世界的な金融危機の発生を契機として、自己資本の質および量の充実、安定的な流動性保有を求める規制の導入、マクロプルーデンスの観点からの対応といった一連の規制改革を推進している。わが国でも、銀行セクターの強靱性を確保するため、こうした国際合意に基づく規制を策定・実施してきた。

最終化されたバーゼル3は、金融機関が算出するリスクアセット額の比較可能性を向上させるという残された課題に対処する規制枠組みである。具体的には、図表1のように内部モデルを利用したリスク計測に制限を課しつつ、標準的手法のリスク感応度を向上させることを目指している。

〔図表1〕 最終化されたバーゼル3のポイント

信用リスク	内部モデル手法の利用制限、標準的手法の頑健性やリスク感応度の向上
CVAリスク	内部モデル手法の廃止、新たな標準的手法の導入
オペレーショナルリスク	既存の標準的手法および内部モデル手法の廃止、新たな標準的手法の導入（計測手法の一本化）
マーケットリスク	内部モデルのリスク計測の精緻化および承認要件の厳格化、標準的方式と内部モデル方式の整合性向上
資本フロア	内部モデル手法により算出されたリスクアセット額が、標準的手法で算出されたリスクアセット額の72.5%を下回らないようにする措置の導入

〔出所〕 筆者作成（図表2、3も同様）

23年3月期から39先が先行適用へ

金融庁は、2020年12月に「最終化されたバーゼル3の国内実施に関する規制方針案」を公表し、実施に向けた基本的な考え方について市中の意見を求めた。その後、21年3月と9月に規制（自己資本比率規制告示）案についてパブリックコメントを実施し、22年4月に銀行・銀行持株会社向けの告示を公布した。現在までに6業態（銀行、銀行持株会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、信用金庫、最終指定親会社）に係る告示を公布しており、残る4業態（信用協同組合、労働金庫、農業協同組合、漁業協同組合）についても23年末までの公布に向けて準備を進めている。

規制の内容は、国際統一基準金融機関向けについては、国際合意上の当局裁量や経過措置の範囲において実務への影響に配慮しつつ、基本的に国際合意の内容と同一のものとなっている。一方、国内基準金融機関には、規制見直しに伴う実務上の負担に配慮して簡素な枠組みを設けた。例えば住宅ローンは、国際合意では、担保価値に対する貸出金総額の割合（LTV）に基づきリスクウェイトが決まっている。だが、小規模金融機関にとってLTVを定期的にモニタリングすることは容易でないため、国内基準金融機関には現行の簡素な取り扱い（35%または75%のリスクウェイト）も利用できるようにした。

〔図表2〕国内における新規制の実施時期および23年3月からバーゼル3を適用する先

<ul style="list-style-type: none"> 国際統一基準金融機関および内部モデルを採用する国内基準金融機関（最終指定親会社を除く）：24年3月末 内部モデルを採用しない国内基準金融機関、および最終指定親会社：25年3月末 ※ただし、23年3月末以降、早期適用を希望する金融機関は、金融庁への届出により適用可能 	
国際統一基準金融機関	国内基準金融機関
地域銀行： <u>コンコルディアFG</u> 、 <u>しずおかFG</u> 、 <u>山口FG</u> 、 <u>群馬銀行</u> 、 <u>滋賀銀行</u> 協同組織金融機関： <u>農林中央金庫</u> 、 <u>商工組合中央金庫</u>	地域銀行： <u>池田泉州HD</u> 、 <u>西日本シティFH</u> 、 <u>ひろぎんHD</u> 、 <u>ふくおかFG</u> 、 <u>めぶきFG</u> 、 <u>紀陽銀行</u> 、 <u>京都銀行</u> 、 <u>七十七銀行</u> 、 <u>百五銀行</u> 、 <u>山陰合同銀行</u> ネット系銀行等： <u>住信SBIネット銀行</u> 、 <u>ソニーFG</u> 、 <u>auFH</u>

（注）金融グループ単位で記載。下線は内部モデル採用先。FG＝フィナンシャルグループ、HD＝ホールディングス、FH＝フィナンシャルホールディングス。

新規制の実施は、国際的には23年1月からの実施を基本としつつ「可能な限り早期に実施する」ことで合意されている。これを踏まえ、わが国では図表2のとおり、国際統一基準金融機関や内部モデルを採用する国内基準金融機関については24年3月期を期限としつつ、任意で早期適用も可能な枠組みとした。元来、金融庁は22年4月まで「23年3月期から実施」する方針を公表していたが、海外当局の動向なども踏まえて実施期限を1年間延期することとした経緯があ

る。ただし、23年3月期の実施に向けてシステムを整備してきた銀行も少なくなかったことから、そうした状況に配慮して当初の方針どおりの実施も認めることにした。実際に、20金融グループ39先が、23年3月期からの早期適用に向けて届出を提出している。

なお、海外では、オーストラリア、カナダ、香港が23年半ばまでに一部またはすべてを実施し、スイス、シンガポール、南アフリカは24年中に、EUとイギリスは25年1月までに実施することを予定している。米国は近日中に規制案を公表する見込みである。

リスク計測の変化にどう対応するかに注目

今回の基準変更の影響は、各金融機関が用いるリスク計測手法と運用、ポートフォリオの内容によって異なってくるため、一概にまとめることはできない。もっとも、多くの国内金融機関では信用リスクがリスクアセット額の8～9割を占めるため、信用リスク計測の見直しに注目することで、大まかな影響を推測することができる。

特に、国内金融機関の場合、企業融資と保有株式に係る基準変更の影響が大きい。企業融資は、内部格付手法（IRB）採用行であれば、デフォルト時損失率（LGD）の当局設定値が低下（45%→40%）し、標準的手法採用行であれば、無格付けの中堅中小企業（連結売上高50億円以下の企業）の債権や外部格付けBBB格の企業債権のリスクウェイトが低下する（100%→85%もしくは75%）ため、リスクアセット額が減少する。

一方、政策株式などのバンキング勘定で保有する株式は、内部モデル手法が廃止され、標準的手法のリスクウェイトが100%から250%（投機的な非上場株式は400%）に段階的に上昇することから、保有額が大きい銀行ほどリスクアセット額の増加が大きくなる。そのほか、図表3に示した要因がリスクアセットに与える影響が比較的大きいと思われるが、こうしたリスクアセット計測手法の変化に実務がどのように適応していくかを注視していきたい。

〔図表3〕 リスクアセット額（RWA）の主な増減要因（信用リスク）

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> • 内部格付手法に係るスケールリングファクター（RWAを1.06倍する調整値）の廃止<減少要因> • 金融機関向け債権に係る内部格付手法利用制限およびリスクウェイトの見直し（20%→外部格付けに応じて20～150%）<増加要因> • 住宅ローンのリスクウェイトの見直し（35%または75%→LTVに応じて20～70%）<増減要因> • 無条件で取消可能なコミットメントの掛け目（CCF）の見直し（0%→10%）<増加要因> • 通常のコミットメントのCCFの見直し<増減要因> |
|--|

また、基準変更が所要自己資本額にもたらす影響を緩和させるため、経過措置を設けている。例えば、資本フロア（内部モデル手法を用いて算出する所要自己資本額の下限）の掛け目は50%から5年間かけて72.5%に上昇、株式のリスクウェイトは100%から5年間かけて250%（もしくは400%）に上昇することになっている。この結果、多くの金融機関において、適用初年度はリスクアセット額が減少し、その後漸進的に増加する傾向が見られることになる。

リスクアセット額（あるいは銀行の抱えるリスク量）はマクロ経済環境やポートフォリオの変化によって増減するが、経過措置期間中は、それに加えて基準変更の影響も受けることになる。このため、特に適用初年度に自己資本比率が上昇する場合、その要因が規制変更によるものか否かを含め十分に検証し、数年後の資本運営への影響も見据えながら、自社株買いや配当等の資本政策を検討する必要がある。

また、バーゼル委が定期的実施している定量的影響度調査等の結果によれば、資本フロアの役割が従来よりも大きくなることが示唆されている。現時点で、わが国では資本フロアを計測する上で、バーゼル1、標準的手法、基礎的内部格付手法のいずれかを参照することが可能な枠組みとなっており、リスクアセット計測のバラつきが生じる要因となっていた。この意味で、資本フロアの参照指標が標準的手法に一本化されることは自己資本比率の比較可能性を確保する上で重要だが、これまで内部モデルを利用することによってリスクアセット額を6割程度まで減少させることができていた銀行にとっては、今回の基準変更の影響は小さい。22年9月期において、資本フロアに抵触しているのは11金融グループ21先だが、将来的にこの数が多くなる可能性があると考えている。

なお、資本フロアに抵触しやすくなるということは、規制上、内部モデル利用のインセンティブを減退させる可能性があることに留意が必要である。バーゼル2において内部モデルの規制上の利用が制度化されたのは、金融機関におけるリスク管理実務の整備が進展するなか、内部モデルを利用して銀行自身が見積もった経済資本と規制資本の関連性を強めることが望ましいと考えられたためである。今後、経済資本と規制資本の乖離が大きくなる場合、そのことが銀行の実務にどのような影響を与えるのか、完全実施までの経過期間を含め、継続的に注視していく必要がある。

期待されるリスク管理の高度化

わが国では最近、信用リスクの内部格付手法やオペレーショナルリスク（オペリスク）に係る承認申請が増加している。内部格付手法については、23年3月期において29金融グループ55先が当局承認を受けている。オペリスクは、23年3月期から自行損失データを利用して算出することについて15金融グループ

28 先が承認を受けており、さらに 24 年 3 月期に向けて多数の先から承認申請の相談を受けている。審査では、告示に示された要件（リスク管理態勢等）を確認しているが、こうしたプロセスを通じて金融機関のリスク管理高度化の契機となることが望ましいと考えている。

ただし、リスク管理態勢が整っていない段階で申請する場合には、審査に時間がかかり、承認まで数年かかるようなケースも見られることに留意が必要である。内部モデル手法の利用承認は、高度なリスク管理態勢が自律的に機能している場合に認められるものであり、当局が示した課題に逐次的に対応すればよいという性質のものではない。また、承認後はその運用状況について定期的にモニタリングが行われるほか、リスク管理態勢やモデルに係る重要な変更がある場合には当局への報告が必要となる。

なお、マーケットリスクについては、トレーディング・デスクごとにモデルの頑健性をテストすることが求められるなど、内部モデルの利用はこれまで以上にハードルが高くなっている。すでに述べたように、国内金融機関の多くはリスクアセット額に占める信用リスクのシェアが高く、マーケットリスクは小さいが、他方で、最終指定親会社（証券業態）のようにマーケットリスクが 2～3 割を占める先もある。引き続き内部モデルを利用するためには、実施期限に向けて十分な準備が必要となるだろう。

またわが国では、国際合意はされていないが、主要法域にも見られる措置として、マーケットリスクの算出を免除する「不算入特例」を設けている。バーゼル 3 と直接関係するものではないが、今回の基準改定に合わせて「特定取引資産・負債の合計額が 1,000 億円未満であり、かつ総資産の 10% 未満であること」という現行の除外要件の見直しを行い、「外国為替の全体のネット・ポジションが 1,000 億円未満であり、かつ他のリスクアセットを加えた額の 10% 未満であること」を除外要件に追加した。これは、特定取引資産・負債の規模は小さいものの、銀行勘定において外国有価証券投資を積極的に行っている金融機関の存在が把握され、こうした先の為替に係るマーケットリスクを適切に捕捉する必要性が生じたためである。

23 年 3 月期で、マーケットリスクを計測する金融機関は 11 金融グループ 23 先あるが、今回の措置により、多くはないが追加的に計測を要することになる金融機関があるとみている。該当する金融機関においては、十分余裕をもったスケジュールで準備に取り組んでほしい。

新たな課題への対応

近年、持株会社設立等により経営統合する金融機関が増加しているが、特に国際統一基準金融機関（または内部モデルを利用する国内基準金融機関）が標準的

手法を利用する国内基準金融機関と経営統合する場合、バーゼル3の適用時期にも十分留意しながら準備を進める必要がある。前者は24年3月末までにバーゼル3を適用する必要があるが、後者は統合前の段階では25年3月末までが適用期限となっている。そのため、準備状況に差異があり、場合によっては24年3月期までに連結自己資本比率を適切に計測できないといった状況に陥ることがあり得る。

とりわけ、親銀行と子銀行の規模が近い場合や、自己資本比率が規制上の所要水準に近い場合は、適切に自己資本比率の計測ができていることが信頼性を確保する上で重要である。経営統合に関する情報は金融機関内部でも広く共有されていないことが多いと思われるため、あえて指摘しておきたい。

* * *

国内金融機関は、健全性基準上、まずはバーゼル3適用に向けた取り組みに注力してほしい。だがその先には新たな課題への対応が求められることにも触れておきたい。

バーゼル委は、暗号資産エクスポージャーに係る規則文書を昨年12月に公表している。わが国では、昨年10月に暗号資産の保有に係る健全性規制上の暫定的な取り扱いを公表しているが、25年3月期からの実施を視野に、今回合意された内容を踏まえて改めて規制の導入に向けた検討を行っていく。

また、バーゼル委は気候関連金融リスクについて昨年12月にFAQを公表し、現行基準の範疇でどのように気候関連金融リスクを捉えるべきかについて明確化した。同リスクについては、計測手法やデータの制約に伴う諸課題があると認識しているが、国内金融機関でも、内部格付けを実施するに当たって、電力や自動車、鉄鋼といった特定のセクターの環境や持続可能性を定性的に評価しようとする動きがある。金融庁も、こうした国内の動きや国際的な取り組みも踏まえつつ、金融機関と対話しながら、わが国における実施の在り方について検討していきたい。

（本稿における意見は、すべて執筆者の個人的な見解である）

あおさき みのる

一橋大学法学部卒、コーネル大学法科大学院修了。財務省国際機構課、スタンフォード大学客員研究員等を経て、19年に金融庁の国際銀行規制調整官およびバーゼル銀行監督委員会の政策基準部会メンバー。22年から現職。

こざわ よしゆき

名古屋大学大学院経済学研究科博士後期課程修了。金融機関を経て、金融庁入庁。バーゼルⅡ推進室、健全性基準室において、銀行の健全性規制の制度設計および法制化、内部モデルの承認審査などに従事。17年から現職。